

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成31年2月27日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 釧路地方裁判所5階第1会議室

出席者 司会者 秋 田 智 子（釧路地方裁判所刑事部判事補）
法曹出席者 小 林 謙 介（釧路地方裁判所刑事部総括判事）
中 川 知 三（釧路地方検察庁次席検事）
荒 井 剛（釧路弁護士会会長）

裁判員等経験者 4人

報道機関出席者

朝日新聞

北海道新聞

釧路新聞

十勝毎日新聞 合計4人

司会挨拶、裁判員等経験者の紹介

司会者（秋田裁判官）

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」は平成21年5月21日に施行され、今年の5月に10周年を迎えます。

この10年で1万2647件の起訴があり、裁判員裁判候補者名簿に記載された方は全国で延べ266万4306人、実際の事件で選定された方は117万3888人、裁判員の選任期日に出頭された方は32万9914人、実際に裁判員に選ばれた方は6万6407人、補充裁判員は2万2580人、合計すると、概ね全国で8万9000人の方が裁判員裁判の法廷に立ち会い、評議をして判決を出されています。この釧路地方裁判所でも、この10年で70件の起訴があり、69件まで審理してきました。

本日は、このうち、3件の事件に立ち会われた4人の裁判員経験者にお越しいただきました。本日もお越しいただきました裁判員の皆様を、御担当いただいた事件の順に、お名前に代えて番号で御紹介申し上げます。

1番さんは、平成30年2月に懲役9年とする判決をした強姦致傷事件を担当されました。

2番さんは、平成30年2月に懲役4年6月の判決をした強姦致傷及び強姦未遂事件を担当されました。

3番さん、4番さんは、平成30年11月に懲役23年とする判決があった強制性交等致傷事件等合計6件の事件を担当されました。

お忙しい中、御都合をつけてお越し下さった皆様に改めてお礼申し上げます。

本日は、裁判員裁判を経験された皆様にその御感想を伺いたいと思っています。

皆様の御感想は、今後の裁判員裁判の運用において、裁判官、検察官、弁護士にとって大きな意義のあるものですし、これから裁判員になられる方にとっても貴重なものとなります。ぜひ忌憚のない御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

法曹関係者の紹介

司会者

本日は、裁判官、検察官、弁護士として、この10年の裁判員裁判による刑事裁判の改革を目の当たりにして来られた法律実務家にお集まりいただきました。

検察庁からは、次席検事である中川知三検事をお迎えしております。中川検事は、平成12年に東京地検検事となられ、その後、札幌、旭川、神戸、徳島等全国の地方検察庁で勤務され、平成30年4月に、釧路地方検察庁次席検事に御着任されました。

弁護士会からは、弁護士会会長である荒井剛弁護士をお迎えしております。荒井弁護士は、荒井・久保田総合法律事務所を平成16年6月に開設し、平成29年から平成30年に釧路弁護士会会長を務め、来年度は3期連続で会長職を果たされると伺っています。荒井弁護士は、釧路弁護士会では最も多く、8件の裁判員裁判で弁護人を務め、直近では昨年1月に裁判のあった現住建造物放火事件等を担当されました。

裁判所からは刑事部総括裁判官である小林判事が出席しております。小林判事は、これまで名古屋地方裁判所、旭川地方裁判所で裁判員裁判を担当し、釧路地方裁判所では、裁判員裁判の裁判長を務めました。

法律実務家の皆様からは、この10年で裁判員裁判により刑事裁判がどのように変わったのか、裁判員裁判はどのような意義があったのかをお話しいただきたいと思っています。

意見交換事項

(裁判員に選ばれるまでの流れ(説明))

司会者

まず、裁判員に選任されるまでに、どういった手続があるかを御説明します。

毎年秋頃に、地方裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作成します。11月ころ、その名簿に記載された候補者の方々に、名簿に記載された旨の通知を送らせていただいています。その通知がこの黄色の封筒のものです(黄色の封筒を示す)。その後、事件ごとに、その裁判の7週間くらい前に、くじで、裁判員候補者が選ばれ、裁判員選任期日を通知いたします。それがこの緑色の封筒です(緑色の封筒を示す)。「裁判員に選任する手続を行いますので、何月何日何時に裁判所に来てください。」などと書いてある書類が届きます。ここでいよいよ裁判員として実際に事件に携わるこ

とが現実のものとなってきます。裁判員選任期日が参りましたら、裁判所において裁判員選任手続を行い、裁判員・補充裁判員となる方々を選任します。

(名簿登載通知書が送付されたとき)

司会者

1番さんは、平成28年11月ころ、2番さん、3番さん、4番さんは、それぞれ平成29年11月ころ、この裁判候補者名簿に記載されましたという通知が黄色の封筒に入って届いたと思いますが、まずは、皆さん、この通知を受け取って、どんなお気持ちでしたか。

1番

正直自分がまさか当たると思ってなくて、大変動揺しました。

2番

ちょっと信じられない気持ちでした。

3番

裁判員制度があるというのは知っていましたが、本当に来るんだ、というふうに思っていました。

4番

ただただびっくりしました。

司会者

1番さんは、動揺した、とのことでしたが、どのような点に動揺されましたか。

1番

来たものは仕方がないので、同封の回答書を返送しましたが、どうせ当たらないだろうと思っていました。まず、自分で人を裁けるかどうかという自信がありませんでした。

司会者

そのときは、刑事裁判がどのように進むのかなどのイメージはありましたか。

1番

全く未知のものでした。テレビで見ている法廷のイメージしか湧きませんでした。

司会者

3番さんは、裁判員裁判はどのような方法でお知りになりましたか。

3番

確か、おとぎ話法廷だか昔話法廷というテレビを放映していましたので、それを結構楽しく見ていました。それで、裁判員裁判は、知っていました。

司会者

確かに昔話法廷は裁判員裁判を題材としたものでしたね。裁判員裁判は6人の裁判員が裁判官と一緒に法壇に座っているというようなイメージでしたか。

3番

そうですね。それで最後にあなたはどうか考えますか、と問われるので、自分の判断

になるのだというイメージでした。

司会者

2番さんは、ニュースや新聞などの裁判員裁判の報道は御覧になられていましたか。

2番

見たことはありましたが、まさか自分が当たるとは想像していませんでした。ただ、私は、事件物のテレビなどを見るのが大好きで、本もよく読んでいました。人を裁くことはどういうことなのかという興味はありました。

司会者

通知が来たときの、やってみたいか否かのお気持ちをお聞きしてもよろしいですか。

2番

やってみたいという気持ちはありました。

4番

通知が来たときは、「きたか！」という状態でした。裁判員裁判のニュースをよく見ていたので、興味はすごくありました。

(選任期日通知書が届いたとき)

司会者

実際に、参加するには不安はあったと思いますが、参加には、仕事や家族の予定などをいろいろと調整しなければならないこともあると考えます。実際にそのような調整などされたのは、緑色の封筒（裁判員選任期日の通知）が届いてからでしょうか。

まず、1番さん、会社の反応はいかがでしたか。

1番

裁判員選任期日の通知を受け取ったとき、まず上司に相談しました。上司には、一日で帰ってくるかもしれない、と話をして休みをもらいました。その後、裁判員に選任されてすぐに上司に電話をしました。すると上司からは「国民の義務だからやってこい。」と言われ、快く送り出してもらえました。

司会者

職場の上司の方は、裁判員裁判のことをよく御存じだったのでしょうか。調整で困ることはなかったですか。

1番

特に困ることはありませんでした。上司も通知が届いてから裁判員裁判のことをいろいろと調べてくれた上で、「やってこい！」と言ってくれました。

司会者

3番さんは、職場での調整はどうでしたか。

3番

選任期日の通知書を受け取ってから、上司に休むことを伝えましたが、その際、最初の裁判員候補者名簿への記載通知に同封されていた冊子を上司に見せながら裁判員裁判の流れを説明して、調整しました。

司会者

御自身が担当している仕事の調整があると思いますが、その調整は事前にされたのでしょうか。

3番

自分担当の業務はなるべくほかの人に任せましたが、どうしても自分が対応しなければならない業務は、途中までの対応可能な部分をやってもらうしかありませんでした。

司会者

職場の周りの反応はいかがでしたか。

3番

休むこと自体は何もありませんでした。呼び出されたから仕方ない、というのが周りの反応でした。

司会者

参加するに当たっては、仕事以外にも御家族のことも調整しなければなりません、4番さんは、お子さんの保育の関係はどのように調整されましたか。

4番

社会人の子が一人おりますので、その子が会社を休んで下の子の面倒を見てくれました。私の実家で下の子の面倒を見てもらおうと考えていましたが、親も子育てが終わっている世代で小さい子供の面倒を見るのが大変だったのと、下の子が私の実家に一人にいるのに慣れていなかったため、結局、最終日は、学校に行っている子を休ませて下の子の面倒を見てもらうことになりました。

司会者

自治体における一時保育サービスも利用することはできるのですが、そのような制度があるのは御存じでしたか。

4番

緑色の封書に、一時預かりに関する資料が入っていましたので、一時預かりの制度は知っていました。そのときは実家で面倒を見てくれると思っていたので、利用しなくてもいいと思っていましたが、今考えると、最初から一時預かりを利用すればよかったと思います。

司会者

御実家での環境にも慣れないところがあるので、突然保育所に預けることになると更に難しい面もあると思いますが、やはり、一時保育を利用するにはハードルが高いつかの心配はございましたか。

4番

可能であれば裁判所にそのような施設があるといいと考えます。うちの下の子はいわゆる待機児童だったので、保育所にも慣れておらず、大人数の施設等に入れることには不安がありました。

司会者

そのように調整が大変だったにもかかわらず御参加いただけたのは、こういったお気持ちからだったのでしょうか。

4番

断る理由がなかったのと、裁判を実際に見たことがなかったので、興味の部分が優っていたと思います。

司会者

実際に、育児や介護、お仕事の都合、精神的な負担ということで辞退の申出という制度がございますので、裁判所から、この制度について説明をさせていただきます。それでは小林判事お願いします。

小林裁判官

本日御出席の裁判員経験者の皆様には、裁判員裁判への御参加及び本日の意見交換会への御参加に対しまして、改めて感謝を申し上げます。裁判所としましては国民の皆様生活を犠牲にしてまでやらなければならないというふうには考えておりません。法律の定めを説明させていただきますと、病気をしたとき、介護や養育をしなければならない家族がいる場合のほか、重要な仕事でどうしても自分の代わりがないという場合にももちろん辞退ができるという内容になっております。裁判所は、そのような事情がある方がいらっしゃる場合には、なるべく柔軟な解釈の下に辞退の判断をしております。4番さんのような御事情があれば、おそらくお呼びだてしないという判断をしたのではないかというふうに思っておりますが、それでもお越しいただいて、国民の義務を果たされたという御趣旨でお話しいただいたものとして、本当にありがたく思っております。

(選任期日当日について)

司会者

本当に皆様の熱意に改めて感謝を申し上げます。それではここからは、実際に裁判所にお越しいただいた後の感想を伺いたいと思います。選任期日ではどのようなお気持ちで裁判所にお越しいただいたのかお聞きしたいのですが、まず、それまでに裁判所にお越しいただいたことはありましたか。

2番

初めて裁判所に来ました。

司会者

例えば、足を踏み入れるのに敷居が高いなどのイメージがあるのかと思いますが、裁判所に対してはどのようなイメージをお持ちでしたか。

2番

やっぱり、なんとなく堅いというイメージはありましたが、実際に裁判所に来てみると、市役所とかと何も変わらないという感じでした。

司会者

裁判員に当たるといいなとか当たったら困る、という気持ちはありましたか。

2番

裁判員に選ばれてもいいなとは思っていました。

司会者

3番さんは、自分の番号を呼ばれた時は、どのようなお気持ちでしたか。

3番

なんとも言い難いですが、選ばれた、というより、正直、当たった、という感じでした。

司会者

裁判員に選ばれて、実際に務めなければならないと考えたときには、不安はありませんでしたか。

3番

事前に送られたパンフレットも分かりやすく、裁判の流れなども分かっていたので、正直なんとかなる、と思っていました。

司会者

裁判員として選ばれた後の「宣誓」の時のお気持ちはどうでしたか。

1番

選任されて別室の丸いテーブルのところでみんなが立ち上がって宣誓した記憶があります。選ばれて急に宣誓をしたので、もう裁判員なんだ、と感じたのと、気持ちの準備ができないまま法廷に入って被告人と面会したので、自分の中では、非常に慌ただしかった、という思いでした。

(審理(公判期日)について)

司会者

審理で初めて法廷に入った時のお気持ちはどうでしたか。

1番

初めて法廷に入った時の感想は、こんな高い席から見るとかというふうに感じました。最初のうちは裁判に興味本位で見ていたところもあるのですが、裁判が始まってからは、被告人や被害者などの話を聞くのに大変でした。

司会者

1番さんが担当したのは、強姦致傷の否認事件で、被告人は、暴行もしていないし、姦淫もしていないし、被害者とは合意があったなど様々な主張をしていた事件で、被害者に対するビデオ越しでの証人尋問も行われた事件でした。印象に残ったことはどのようなことでしたか。

1番

個人的な感想ですが、被告人がすごい頭の切れる人なのかなと思いつつ聞いていました。最後の求刑の時には、被告人が何か言いたそうな顔をしながら、ずっとこっちを見ているので、怖いという感じを持ちました。

司会者

当初は自分に裁判員が務まるのかとか、緊張していたなどあったと思いますが、実際に裁判が進むにつれてそのような不安や緊張などが和らいだとか、逆に緊張が高まっていったなど、審理の全体を通じて、そのような気持ちの変化などはありましたか。

1 番

裁判長とかがいろいろと気を遣ってくれましたので、緊張は和らいでいったのですが、審理となると、人一人を裁くので、やっぱり考えるところがありましたね。

司会者

担当されたのが否認事件でしたので、現場で判断しなければいけないことも多かったと思いますが、それについての難しさなどはありましたか。

1 番

はい。自分と同じくらいの年代だったので、自分でこうなったらどうなるのかなども考えながらやっていたつもりなのですが、大変難しかったですね。

司会者

2 番さんは、2 件のいずれも学生に対する性犯罪の事件でした。法廷の中で印象に残ったことはどのようなことでしたか。

2 番

自分も高校1年生のときに痴漢被害に遭っています。そのときのことが鮮明に思い出されました。50年以上も前の話なのに、忘れることができません。そのようなことを思い出しました。

司会者

御自分の辛い御経験であるとか、証拠を見て辛く不安なお気持ちをされたのですが、そのような辛いお気持ちとか不安はどのように対処されましたか。

2 番

別に、辛い思いとかはありませんでした。ただ、自分では忘れたことだと思っていたのですが、やっぱり心のどこかにそのことが残っていたのだという気持ちでした。

司会者

3 番さん、4 番さんは、連続強姦の事件で、被告人が犯行の際の写真や動画を記録に残していたこともあり、それらの証拠に触れることもあったのですが、そのようなものを見ることについての負担はありませんでしたか。

4 番

犯行後の写真を見たのですが、裁判員としての目線よりも市民感情に近い怒りしか出てきませんでした。

司会者

審理の中では、被告人に対して質問をすることも裁判員としてはできるのですが、被告人に対して直接質問をするというのは抵抗がありますか。

3 番

緊張してなるべくしゃべりたくないなと思っていたので、裁判官から質問してもらうようにお願いしました。

司会者

4番さんも同じような感じでしたか。

4番

はい。

司会者

被告人や被害者への質問の際は、一旦休憩し、評議室において裁判官と裁判員のみなさんと質問事項を整理し、場合によっては、裁判官から質問するというふうにさせていただいております。やっぱり裁判員から直接質問するというのは、緊張するのでしょうかね。

3番

はい。

司会者

2番さんの事件では直接被告人に質問するという場面もありましたが、裁判の分かりやすさという点ではどうでしたか。

2番

被告人の気持ちがはっきり伝わってこなかったということはありませんでした。それと検察官の説明は分かりづらかったと感じました。

司会者

1番さんは、法廷での審理の分かりやすさという点ではいかがでしたか。

1番

特に分かりづらいという面はなかったですね。

(評議・判決について)

司会者

次に、評議の場面に移っていきます。評議室において結論を決めるための話し合いをさせていただきましたが、実際に評議という話し合いを行ってみたことの御感想をお聞かせください。3番さんが御覧になられていた昔話法廷では実際に評議の場面はなかったと思われませんが、3番さんは評議のイメージをどのように持たれていましたか。

3番

ドラマは楽しく見ていただけでしたが、実際の評議においては市民感情や国民感情とかは反映されて、裁判員裁判をやる目的どおりなのかと思っていました。ただ、逆に強く反映されてしまうと怖いなというふうには思いました。

司会者

では、逆にそうならないように心掛けて、どのように評議に臨まれていましたか。

3番

裁判官からだと思うのですが、途中で法の下の平等ということは何度も繰り返し言われていましたので、自分の感情で何かをするのではない、ということを中心に掛けていました。

司会者

裁判官からいろいろと説明されすぎて、言いたいことも言えないということはありませんでしたか。

3番

好き放題言わせていただきました。

司会者

同じ評議に立ち会われた4番さんにお伺いします。裁判官、裁判員、補充裁判員全員が一つのチームとなって話し合いをしましたが、どのような御感想をお持ちですか。

4番

様々な年代の人がいたので、評議中はすごくいろいろな意見が飛び交い、ものすごく勉強になりました。

司会者

1番さんも評議の御感想をお聞かせいただけますか。

1番

初日は動揺もあってあまり頭に入ってこなかったのですが、2日目、3日目になると、やらなければいけない、との思いもあり、皆に助けられて、自分でも考えられるようになり、きちんと判決もいい方向で出せたのではないかと考えています。

司会者

1番さんの事件は、法廷での証人尋問や証拠を見たりするのに2日半くらいあって、そのほかに被告人への質問などもあり、法廷での審理が3日半ほどありました。その後には評議を行ったのですが、やはり法廷の雰囲気慣れるまでには時間が掛かりましたでしょうか。

1番

そうですね、慣れるまでは相当苦労しましたね。

司会者

評議では皆さんに助けられた、とのことでしたが、皆でチームとして話し合いをすることについては、どのような御感想でしたか。

1番

年齢もばらばらで、違う性別の方もいたので、評議ではいろいろな意見が出ました。評議を行う上での人数としては、妥当だと思いますし、これ以上少なくなってしまうと、判決が偏るのではないかと考えます。

司会者

重責で不安を抱えられていたとのことでしたが、評議を行う上でその辺りはどのように解消されましたか。

1 番

チームとしてずっと一緒にいましたので、互いに名前を知らないのですが、評議していないときも、友達感覚というか世間話などするうちに自然と溶け込めました。

司会者

2 番さんはどうでしたか。

2 番

私たちが評議を尽くした内容の判決で収まったかなと思います。ただし、被告人がその後反省して心を入れ替えてちゃんとやってくれるのか、そういうことも考えました。

(裁判員裁判終了後について)

司会者

裁判員裁判を御経験された後のこともお伺いします。今おっしゃられた、被告人が今後どうなっていくのかなどについて、裁判員裁判が終わった後で考えられていることなどありますか。

2 番

そうですね、特にはありません。

司会者

裁判員裁判が終わってからも事件のことを考えてしまって眠れないとか、不安な気持ちが蘇ってしまうなどありませんか。

2 番

全然ないです。ただ、被告人は若い人でしたので、今後どうなっていくのかという思いはありました。

司会者

裁判員裁判を経験される前と後とでは、何か生活面や気持ちの変化などございましたか。

2 番

全然ないです。

司会者

今回の御経験を御家庭で話をされることはないですか。

2 番

主人と二人だけの暮らしですので、特に話はしていません。ただ、良い経験をしたと思っています。実際に裁判員を経験した後は、裁判員裁判のニュースなどを見ると、自分ならどうだろうというふうに考えてしまいます。

司会者

3 番さんに伺います。裁判員裁判を御経験されてどのような御感想ですか。

3 番

何も変わらないですね。

司会者

裁判員裁判を御経験される前と後では、裁判に対するイメージなど何か変わりましたか。

3番

特にはありません。

司会者

裁判員となられるのにお仕事を調整されて臨まれたと伺いましたが、裁判員裁判が終わった後では、何かお仕事に影響などございましたか。

3番

机の上が酷いことになっていたので、残務整理に苦労しました。

司会者

やはりそのような御負担があるかと思いますが、裁判員裁判に参加するに当たり、そういった負担があることについては、何かお考えなどありますか。

3番

国民の義務なので、裁判員になった以上は、あきらめるというのは変ですけど、務めるしかない、というふうに考えます。

司会者

4番さんは、裁判員裁判を御経験されての御感想はいかがですか。

4番

すごく貴重な経験ができたなと思います。テレビで裁判員裁判のニュースを見ると、どのような評議をしたのか、これは何が争点だったのかなど、ニュースには現れない深い部分を想像しながら見るができるようになりました。

司会者

4番さんは、参加するに当たって家族の調整に苦労されたとのことでしたが、裁判員裁判に参加した後は何か影響はありましたか。

4番

家のことでは全く問題はありませんけど、裁判員裁判が終わっても1週間くらいは裁判のことが頭から離れずに、よく寝られないということはありませんね。

司会者

お子さんも学校を休まれたということでしたが、何かお子さんや御家族からクレームみたいなはありませんでしたか。

4番

それは全くないです。

司会者

お母さんが裁判員裁判に参加することについて、御家族はどのような反応でしたか。

4番

宝くじを買え、と言われました。

司会者

眠れなかったとのお話でしたが、そのような悩みとかは、その後どのように解消されたのか、または、今でも悩まれているとか、その辺りでどうでしょうか。

4番

私たちがやった裁判は、刑も結構重たいものだったので、評議をしてきた私たちから見れば、本当にこの結果で良かったのかな、軽すぎたのではないかな、重すぎたのではないかな、などその辺りは良く考えることがありましたし、今でもちょっとは考えることもあります。自分たちで決めたことなのでどうすることもできないと思うところもありますが、今日の意見交換会でその辺りの話をできればいいと思って、参加を申し込みました。

司会者

ありがとうございます。もしよろしければ、その辺りについて何かお話いただけたらと思います。

4番

自分が住んでいる地域で起きた事件だったので、裁判員裁判が終わった後なのですが、被告人とつながるような出来事がありました。そうすると事件が起こった地域の人を裁判員に選ぶのはちょっと良くないのかなと思いました。

司会者

御自分の生活への影響とか心理的なプレッシャーとか身近な生活の中で起こってしまうという、そのような心配があるということでしょうかね。

4番

そうですね、結構身近で起こった事件で、被告人とも比較的年が近いということもあり、また、狭い街なのでどこかでつながってしまうのではないかと結構不安に思っていたところ、裁判で証拠を出したのが家族の知り合いということで実際にこういうところでつながってしまったので、事件のことを忘れたいと思っても事件のことを忘れるのに時間が掛かってしまうものだと思いました。

(裁判員裁判経験後の感想について)

司会者

貴重な御意見をありがとうございます。それでは最後に、1番さんに裁判員裁判を御経験された御感想を伺います。

1番

判決を出し、その後の被告人がどうなったのかは気になります。担当した事件の被害者が女性でしたので、裁判員を経験した女性は精神的に大変だったのではないかと考えています。少しでも精神的な負担を和らげるため、何かカウンセリングなどの対応があった方が良いのではないかという感じがしました。自分は男性なのでよかったのですが、女性は大変だなというふうに考えました。

司会者

裁判員裁判を経験されて御自身において何か変化はありましたか。

1 番

特に変わったことはありません。ごく最近ですが、知人から、黄色い封筒（裁判員候補者名簿に記載されたことの通知）が届いたとの電話があり、どうしたらいいのか、という相談を受けましたので、書類は出すしかないという話をしました。自分が担当した裁判員裁判は1週間という長期のものだったのですが、大丈夫だったということをお話しました。そのように経験者としていろいろと尋ねられることはあります。

司会者

実際に経験されての感想などは聞かれましたか。

1 番

機会があれば是非やった方が良く、という風に後押ししています。自分の経験として絶対人生プラスになる、やらないと損とまでは言えないかもしれませんが、良い社会勉強になるということをお話しました。

司会者

どこの点がプラスとなったという御感想ですか。

1 番

被害者、被告人、私たちも含めて、人によって一人一人考え方が違うということを実感しました。被告人と自分は同じ年だったので、被告人のこれまでの経歴などを知ることで、自分自身も考えさせられる部分はありました。

司会者

参加に当たっては会社も快く送り出していただけたとのことでしたが、裁判員裁判が終わってからは会社の方の対応はどうでしたか。

1 番

休みの関係などの待遇もよくしてもらえたので、終わってからは上司に報告をしました。会社の仲間からは感想などを聞かれたので、大変だったことと答えられる部分のお話をしました。

司会者

全部で8日間会社を休むことになりましたが、会社に戻ってからの負担というのはありましたか。

1 番

特にありませんでした。

司会者

いろいろな方に聞かれた際に、守秘義務が負担になったとかはございましたか。

1 番

それも別に負担はありませんでした。

裁判官，検察官，弁護士からの意見

司会者

裁判員御経験者の皆様、どうもありがとうございました。引き続き皆様からの貴重な御意見を踏まえた上で、法律実務家へのインタビューとさせていただきます。裁判員裁判が始まってから10年を迎えます。裁判員裁判は、「目で見て、耳で聞いて分かる裁判」ということで、供述調書中心ではなく、人証中心の分かりやすい審理を目指してきました。精密司法から核心司法へ、調書裁判から公判中心主義への転換などと評価されることは多いですが、この10年で、具体的に何がどのように変化したのでしょうか。そして、刑事裁判の在り方の変化を法曹三者はどのように受け止めているのでしょうか。従前の刑事裁判が維持できなくなったのは何故か、また、それに対応するためにどのような努力が重ねられてきたのか、そして、率直に裁判員裁判が導入された刑事裁判の実情について、それぞれの立場から御意見をいただければと思います。

まず、小林判事に伺いますが、精密司法から核心司法へ、調書裁判から公判中心主義へと申し上げましたけれど、実際に刑事裁判は、裁判員裁判導入前後でどのように変わったのでしょうか。

小林裁判官

御経験者の皆様ありがとうございます。まず、1番さんから4番さんの話を伺いまして、裁判の内容も含めまして、当時皆様といろいろとお話させていただいたことを思い出させていただきました。皆さんと一生懸命事件について話をして、悩んで結論を出せるというこの制度は、本当にいい制度なのだということを改めて思ったところです。もちろん、皆様の御苦労の上で成り立っているものではありませんが、この制度を導入したことは、いろいろな方のいろいろな視点を裁判に導入するというところで、本当に国民の意見を反映した裁判に変わったのだと改めて思った次第です。この10年で刑事裁判は本当に変わりました。裁判員裁判が始まる前の裁判官だけの時代というのは、先ほど言った精密司法とか調書裁判という言われ方をしていたところがあります。これは、よくニュースとかで真相がどこにあるのだろうかということはかなり言われることはありますが、そういった中で実は実務家も頑張っていて、すごく綿密な捜査をしていて大量な情報をとにかく裁判の中に盛り入れようとかつての裁判ではやっていました。ところが情報を入れれば入れるほど、つまり、すべての証人尋問というのは無理ですので、どうしても捜査機関が調書というものを作って、その大量の調書を法廷に持ち込んできてそれを読み上げるわけではなく、その調書を証拠として採用した後に裁判官が山のような調書を裁判官室に持ち帰り、それらを黙々と読んで長大な判決を書くというのがかつての刑事裁判の姿でした。それは真実を究明するという意味では決して悪い面ばかりではもちろんないのですが、ややもすると本来の争点から拡散してしまっていて、例えば、被告人の生い立ちがどうだったであろうとか、非常に事細かなところまですべて盛り入れないと裁判が成り立たないというような裁判の在り方になってしまったように思います。このような裁判の在り方は国民の皆様

が関与する裁判では通用しません。なぜなら、国民の皆様の生活を犠牲にして裁判を行いますので、必要以上の情報を盛り入れるということはほぼ不可能です。先程1番さんがお話いただいたように、我々としてはなるべくコンパクトで分かりやすい審理を心掛けているつもりではあるのですが、やっぱり最初のうちは法廷で何をやっているのかについて、なかなか裁判員の方にお伝えするには情報量が多すぎて難しいという現象が起きているのだということを改めて思ったところでした。必要最小限度の情報を出して事件の解決のために一番良い証拠を集中的に取り調べるという在り方に裁判は大きく変わったところです。公判の中で証人尋問を中心にするという運用も今回の裁判員裁判になって改めて見直しがされたところです。刑事裁判の中では公判中心主義という言い方をしますが、公判の中で証人尋問、被告人質問等を繰り返す中で納得できる裁判をするというような裁判をすることが求められたというのがこの10年の刑事裁判の在り方でした。この間、ある刑事裁判官と話をしたところ、本当にこれは革命だ、というふうに言っていました。今までの山のような調書を読むというような刑事裁判から、正に法廷の中で真実を明らかにするための活動をして、その中で心証を得て、国民の皆様と一緒に判決をするということは、刑事裁判にとっては革命のような10年であったというような話であります。裁判員裁判は始まってまだ10年の制度です。本日も皆様のいろいろな御苦勞で裁判員裁判が成り立っているのを改めて確認いたしました。今後、裁判所も検察庁、弁護士会と一緒に、より良い運用のために頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

司会者

次に、検察官からの御感想やこの10年の刑事裁判の変化など御紹介いただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

中川検察官

先程、2番さんの方から、御担当された裁判員裁判で検察官の説明が分かりづらかったというお話がありましたが、どの辺りが分かりづらかったかなどお教えいただけないでしょうか。

2番

丁寧に説明されているとは思いますが、私たちにしてみれば、すごく長ったらしい感じがして、何を言おうとしているのか全然伝わってこなかったのです。それは私だけではなく、他の人たちもそのように言っておりました。

中川検察官

検察官としては、裁判員裁判では特に分かりやすい立証というのを心掛けております。裁判員裁判がスタートして10年ですが、そういったことをきちんと意識するようになってからまだ10年ということでございます。ですので、慣れている人は慣れているのでしょうけれども、不慣れな検察官というのももちろんいるわけでございまして、分かりにくいことは間違いなくあるのだろうというふうに思っております。ですので、このような機会に貴重な御意見をお聞かせいただければ、今後、改善してい

きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私自身は、裁判員裁判が導入される1年前の平成20年の話なのですが、東京地検で裁判員裁判の対象事件の捜査公判を準備する部署にいました。それで裁判員裁判は裁判官裁判とやり方が大きく違うだろうという話になりましたが、なにぶんやったことがなかったものですから、実際にどうやっていくのかということを探していた時代でもあります。それは一言で言ってしまうと、要は公判で検察官が分かりやすく立証することにつけるのだと思うのですけれども、そうするためにはどうすればいいのかということをして10年前から考えておまして、少しずつ取れんしていった今この形になっているという状況でございます。何が一番大きく変わったかという、法廷で検察官が証拠を示す際には、パワーポイントを使って手元のモニターで写真を写し出すというようなそういったやり方もこの裁判員裁判で初めて採用することになりましたし、被害者の証人尋問ですとか、関係人や専門家の証人尋問ですとか、そういったことがよく行われることになってきております。また、被告人の話自体も、昔は調書が先にあったわけなのですけれども、裁判員裁判では最初に被告人自身の話を聞いていくというスタイルが定着しているということになっております。今までの話は公判における話なのですけれども、裁判員裁判をやっていくために捜査のやり方も少しは変わっておりまして、例えば、取調べの録音、録画も裁判員裁判に合わせてスタートしており、これがどんどん拡充されてきております。また、裁判員裁判導入と同時に証拠開示も拡大されてきております。これからも裁判員裁判をより充実した良いものとなるように検察官としてはこういった機会を活かしながら努力しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

司会者

ありがとうございました。引き続き弁護人の立場からお話をお伺いしたいと思います。

荒井弁護士

弁護士の視点での見解を簡単に述べさせていただきます。裁判員裁判が導入された当初、日本弁護士連合会が何と言っていたかですが、もちろん裁判員裁判を導入してくれということは言っていました。ただ、導入する理由というのはいろいろありまして、先ほどの皆さんの話を聞いておますと、一般市民の感情が量刑に反映されるべきではないか、これは結構多くの方が言っている話で、おそらくそこはマスコミも取り上げているところではあると思います。そうすると一般論として、それは軽すぎるので重くした方がいいのではないかと、ということで刑が重くなってしまうのではないかとということが考えられるということになります。そうすると弁護士会としては導入を進めるべきではないのではないかとという声ももちろんあったわけですが、それでも導入した方がいいのではないかと理由はもう一つあります。日本の裁判員裁判というのは、アメリカの陪審員制度と少し違うところがあって、アメリカの場合は事実認定で有罪か無罪かを陪審員は判断すればいいのであって、その後の懲役何年がいい

のかという量刑の部分、陪審員は判断せずに裁判官が判断することになるのですけれども、日本の裁判員裁判は、有罪、無罪だけを判断するのではなく、裁判員は量刑までしっかり判断するものですから、日本弁護士連合会としては、一般市民の素朴な発想や考えを事実認定のところ、有罪か無罪かというところでも専門の裁判官と一緒にじっくり評議をしてもらった方が、より良いのではないかという思いがあって、裁判員裁判を進めてくださいということによって始まったものです。この10年をやってみてですが、弁護士会というのは組織ではなくて、一人一人の弁護士が独立しているところもあります。弁護士会として研修をやっていることは事実なのですが、取り組む姿勢が強い弁護士とそうではない弁護士がいるところがあるのかなと思っており、簡単に言いますと、分かりやすくするという方向性は一致しており、昔の刑事裁判で弁護士、検察官、裁判官が使っている専門用語を裁判員に対してそのまま使ってもなかなか伝わらないというところがありますので、まずは、法曹三者が集まり、弁護士が中心となって、それらの専門用語を日常用語に訳すというところで、法廷用語集を作り、それを使って説明しようということを取り組んでおります。それでも裁判員裁判では弁護士の話は分からないというところがあるかと思うのですが、以前と比べると、言葉は柔らかくなってきたかなと覚えているところがございます。また、当初は、分かりやすく説明するために、パワーポイントを使っていた時代もありました。私自身も過去の記録を振り返ってみると、私が担当した10年前の事件でもすごいしっかりしたパワーポイントを作っていました。ただ、ビジュアルで伝えるだけではあまり意味がないので、結局一周して、本当に伝えたいこと、分かっていたきたいことを絞って伝える方法になってきているのかなと覚えています。その姿勢は大事だと思う一方、懸念しているところもあります。裁判員裁判が始まって、分かりやすさ、という言葉が随所に出てきますけれども、弁護士としては、この裁判員裁判は一体誰のためのものなのかというところを考えなければならないところがあります。結局刑事裁判は被告人を裁くものですから、適正な手続に則ってやっているかというところが、弁護士として確認しなければならないところかと思っております。あまりにも分かりやすくすると、大事な証拠が抜けてしまうのではないかと、例えば、見てしまうと気持ち悪いとか辛いと思うような写真があったとしても、それが実際の生の証拠であるわけで、その証拠を白黒写真にするとか、絵に代えて裁判員裁判の証拠とするとか、結構行われたりすると思うのですけれども、それは本当の生の証拠ではないので、果たしてそれが本当にきちんと伝わるのか、これは弁護士にとって、良い面や悪い面もあるのですが、このようなことは、分かりやすくなる一方できちんと伝わりきっていないのではないかと覚えているところではあります。とはいえ、裁判員裁判として参加し、経験していただくということで、裁判との距離は少しずつ近づいているのではないかと覚えています。私だけの感想かもしれませんが、この10年間、テレビドラマとか見ていると、弁護士を主役としたものであったり、裁判を題材としたものが非常に多くなっているのではないかと

というところがあるので、それも裁判員裁判が始まって何らかの影響があるのではないか、裁判のイメージが広がったという意味では良かったのではないかと考えております。こういった裁判員裁判に参加いただける裁判員の皆様の影響が強く他の方にも及ぶと思いますので、皆様の御協力に弁護士会からもお礼を申し上げたいと思います。

司会者

最後に小林判事にもう一度伺いますが、やはり争点を絞って、証拠の調べ方も分かりやすくという当事者の意識も大きく変わってきたと思います。裁判所、あるいは刑事裁判官の考え方というのはどのように変わってきたのでしょうか。

小林裁判官

今のお二方のお話にありましたとおり、10年前の刑事裁判官というのは、法律家に分かるだけの言葉で、法律家だけのロジックを用いて刑事裁判を行っていたというところがありました。ところが一般の方に参加していただく以上は、一般の方にも分かってもらえるやり方にしなければ、裁判として成り立たないというふうに大きく意識を変革したところでした。そうすると、刑事裁判を分かりやすくするためにはどうしたらよいか、先ほど、用語の話がありましたが、その用語は元々何でそういう用語になったのかという本来の意味に立ち返って、それを分かりやすく説明するためには、どうしたらよいのだろうといったことで、この10年間、しかも今現在もそうなのですが、裁判官同士でずっと議論が続いています。いろいろなケースの事件を取り上げて、反省会も行って、今までの刑事裁判ではなかったことなのですが、裁判官同士が激論を交わし、模擬裁判などを行い、模擬裁判での裁判官の在り方について他の裁判官が批判を行うこともあります。そういう意味では裁判官の中でもものすごく議論を重ねて、結論は良いものを作りたい、そのためにどうしたら分かりやすく伝えられるだろうかということ、この10年間で刑事裁判官の意識も変わりましたし、そのために裁判所も組織の在り方みたいなのも本当に変わったと言われています。刑事裁判官の中では、裁判所が非常に明るくなったというふうに言ったりもします。法廷の中の審理は一般の方も傍聴できますし、その中で一般の方にも納得のできる判決をしなければならぬということは当然のことであったはずなのですが、本来のそういった趣旨によりやく戻った部分ではないかと思ったりもするところです。ただ、先ほど話もありましたとおり、被告人の利益の立場の問題もありますし、捜査の立場の問題もありますし、その中でそれぞれの利益があります。それをどのように調整していくかは今後も追求していかなければならないところなのだと思っております。

裁判員経験者の全体的な感想

司会者

それでは最後に、裁判員経験者の皆様から御感想をいただきたく思います。裁判員裁判の成果や課題について、また、意見や要望等でも結構ですので、お願いします。

1番

自分は、裁判員候補者名簿への登載の通知が来てから、この制度のことを調べるこ

とになりました。パンフレットなどは通知に同封されていましたが、通知が来てからこの制度を知るのでは遅いので、もっとこの制度が身近に感じられようにパンフレット等を配布して、皆にもっとこの制度を知ってもらいたいと考えます。

2番

参加のしやすさという点では、参加はしやすかったです。ただ、書類が届いても中身も見ずに捨ててしまうというような人もいると思うので、そのような人にも興味を持たせる何かいい策があればいいと思います。

司会者

確かに、書類がいっぱいなので、その点は我々も工夫が必要かもしれませんね。3番さんはいかがでしょうか。

3番

そもそも裁判員として呼ばれるような刑事事件がなくなればいいと思っています。感想としては、供述調書だと思うのですが、検察官の朗読が長く眠くなります。また、分かると言えば分かるのですが、専門用語の点は頑張ってほしいと思います。

4番

たぶん犯行の件数によるかもしれませんが、私たちが担当した事件の内容はとても分かりやすかったです。

司会者

今後、裁判員となられる方に対して何かメッセージがありましたらお願いします。

4番

誰しも、自分のところに選任通知が来ると思っている人はいないと思います。私の場合は、裁判所名の封書が届くことで、何か裁判になるようなことを起こしたのか、という感じになりました。皆さんも、候補者名簿に載った時点で、いつ選任通知が来てもいいように心構えをしておくことが大事だと思います。

司会者

1番さんもおっしゃられていたとおり、制度の認知度が十分ではない、という点は反省し、より周知に努めてまいりたいと思います。では、3番さんお願いします。

3番

何とかあります。分からなければ裁判所の方が教えてくれます。あまり考えずに参加しても大丈夫だと思います。

司会者

皆さんが法律的なことで疑問を抱えたまま判決にならないよう、我々もそこは注意して皆さんと議論してやっておりますので、そのような御意見をいただけるとうれいです。次に、2番さんお願いします。

2番

3番さんが話したように、何事も経験です。挑戦する気持ちを持って是非参加してください。分からないことは裁判所の方に教えてもらえるので、怖くありません。そ

れと、そのようなことの宣伝をもう少しやったらいいと思います。

司会者

ありがとうございます。最後に1番さんからもメッセージをお願いします。

1番

機会があれば、是非、参加してください。人生プラスになります。機会があれば、自分もまた経験してみたいという気持ちでいます。

司会者

本当に皆様ありがとうございました。今日、良く分かりましたけれども、裁判員裁判は国民の真摯な御協力と、熱心な関心に支えられております。皆様からいただきました御意見を踏まえて、今後もより多くの皆様に裁判員裁判に参加していただき、より良い刑事裁判の実現に努めてまいりたいと思います。貴重なお時間と御意見誠にありがとうございました。

記者からの質問

朝日新聞

1番の方にお聞きしますが、被告人は頭の切れる人と思い、求刑したときに、何か言いたそうでずっとこっちを見ていて怖くなった、とおっしゃっていましたが、仕返しをされそうだという不安を抱いたのでしょうか。

1番

そうですね、それは確かにありますね。あまりにも凶悪な犯行を繰り返していた被告人だったので、ちょっと嫌だというのはありましたね。

朝日新聞

そういう気持ちを持ったということを裁判所なりに伝えて、万が一の場合はこうしてもらいたいなどということをお願いしたのでしょうか。

1番

していません。

朝日新聞

裁判所か検察庁か分かりませんが、裁判員がそのような懸念を持った場合は大丈夫なのでしょうか。

小林裁判官

当該事件は、被告人自身は勾留されているような事件であるので、被告人自身の仕返しというのは基本的にはならないと考えます。

裁判員の安全確保について、裁判所はどのようなことを意識しているかですが、裁判員のプライバシーを明かすことは一切ありません。よって、被告人側にこれを知られるということはないです。その上で、事件関係者が裁判員に接触しているようなことがあれば、実際に小倉でもあったように、刑法上の犯罪として逮捕、起訴されるということもございます。なので、そのような接触がある場合、必ず裁判所でも早急に

対応し、また、そういったことにならないよう周知をしているところでもあります。

朝日新聞

4番の方の場合は、同じ地域で起きた事件で割と身近な人だったということでしたが、被告人が刑期を終えて帰ってきたときの仕返しなどもあり得ると考えられるのですが。

小林裁判官

まず、選任手続の段階で、被告人との関係があるかないかに関し、裁判所も十分に気を遣って検討しているところです。被告人との何らかの接触が考えられる場合、裁判員候補者からの申告があればもちろん対処いたしますし、また、ほかからの情報として当事者からの指摘にも対処します。ただし、それ以上にこの地域の方を全部裁判員から除外するとか、そういったところまでは考えが及んでいないところもあります。それはなぜかという、元々裁判員裁判を導入した趣旨というのは、地元の方について、地元の方の問題意識を持って対応いただきたいというようなところもあります。これは、裁判員裁判導入前に、なぜ裁判員をやるのかという質問に対して私がお話していたことなのですが、だんじりで有名な大阪岸和田で、だんじりで使うばちを盗んだという刑事事件にて、だんじりで使うばちを盗むということは、私の考え方と地元の方の考え方では大分違ってきます。地元の人にしてみれば、だんじりのばちを盗むことはとんでもない、あり得ないことだ、という考え方でした。やはり地元の方の地元の意見を聞いて、その実態に沿った刑事裁判を行わないと、国民参加の意味がないと思います。そのような観点から、地元の方を全部除外するというのはなかなかとりえないところがございます。とはいえ、裁判員の安全確保というのは最優先に考えなければいけないことでもありますので、今日お話があったところも踏まえながら、やはり検討しなければいけないと改めて思ったところです。

北海道新聞

4番さんにお聞きしたいのですが、裁判員裁判が終わっても1週間くらいは裁判のことが頭から離れられず、眠れなくなったとの趣旨で受け取ったのですが、それはどういった理由からなのでしょう。

4番

自分たちがやった裁判がどういうふうに関心から見られているのかがすごく気になる場所でした。判決後は、ネットとかにも出るから、それらをいろいろ見ていたら、周りの人の意見は、軽すぎるから、という意見がすごく多かったです。自分でも普通にテレビとか見ているだけなら、軽いだろ、と思うのですが、皆んなで評議した中で自分たちが量刑を決めて判決を出したので、うまく言えませんが、葛藤というか、そういうのがすごくありました。

北海道新聞

眠れなくなったというのは、自分たちが出した結果がはたして正しかったのかという部分もあったからなのでしょう。

4番

それはやっぱり多少はありました。また、テレビやドラマではなく、実際の事件の写真も見るので、それに対する衝撃は結構ありました。

北海道新聞

3番さんにもお伺いしますが、審理の際に市民感情が逆に反映されすぎて怖いと思うというような趣旨の発言があったと思うのですが、それはどういった意味なのでしょう。

3番

量刑について、増える方にも、また減る方にも動き得るのだというふうに考えました。変な話ですが、法律の素人の意見が、多めに加味できるような形になっているのかなという気がしないでもないです。話し合いの中で自分の意見が言いづらいとか、裁判官が思想を言うということはありませんでした。

小林裁判官

裁判員の方の感情が出るのは、これは当たり前のことなのです。裁判官も含めて、それは人間ですから感情は出ます。問題は、感情だけでやってしまうのではそれは裁判ではなくなります。それはやはり一定の枠組みの中でそれを反映しなければならぬということになるのだと思っています。実際に、裁判官裁判の時代と裁判員裁判の時代では、量刑は全く違うと思います。それはいろいろなもので客観的に明らかになっていると思いますから、調べればデータとかも公表されておりますので、記者の方も御覧になられていると思いますが、裁判員裁判が続けば続くほど、毎年毎年、量刑が重くなっていったかといえば、そうではありません。裁判員裁判導入直後は、裁判官も市民感情を尊重して市民感覚を反映していたという時期ももちろんありますけれども、それが年数を重ねることによって、裁判員裁判になった上で、量刑についての公平な判断というのはどういうものかということ意識しながら、今も裁判員は量刑の中で苦しんでいらっしゃるというところだと思います。感情が出るのは当たり前で、感情が出なければ裁判員裁判をやる意味がないですから、その中で妥当な刑をどう考えるかを裁判員の皆さんが悩みながらされているところなのだと思います。

釧路新聞

4番の方にお聞きします。狭い街であり、加害者とのつながりで事件を忘れるまで時間が掛かるなどと話されていましたが、それらの情報は事前に分かっていた方がよかったのかなどについてお話しいただいてもよろしいでしょうか。

4番

今は寝られないということはないのですけれども、裁判のことはニュースとかで毎日目にするので、裁判員裁判という言葉が聞けば、今でも自分たちが担当した裁判のことを思い出すことはあります。被告人のことは、最初は分からなかったのですが、地方都市とかであれば、年の差とかでつながりが出てくる部分はあると思うのです。私の場合は、子どもを預ける関係で、親やきょうだいにも裁判員をやることを伝えて

いましたので、たまたま新聞に担当する裁判のことが出て、たまたま身内の中でこういう人がいてって、今裁判やってるって話が入ってきてしまったと。そういう話が入ると、自分の方にもやっぱり入ってきてしまうので、そうすると、どこかでその人に会ってしまうかもしれない、今回の事件ですと、情状証人とかも会っていますので、買い物しているとか、私たちの姿は見えていますので、そういうところで会ってしまうという可能性もなきにしもあらずだと思います。事前に知るといのは難しいと思いますが、そこまで年は近くないのですが、年の幅はもう少し持たせた方がいいとは思いますがね。

十勝毎日新聞

1 番の方と4 番の方にお伺いしたいのですが、十勝方面から釧路に来るということで、移動や宿泊の手配等において、精神的あるいは身体的な苦労はありましたか。

1 番

移動に関して全然苦労はなかったです。宿泊場所は、裁判所からも紹介してくれましたが、自分は自分で探すことができたので、苦労はありませんでした。

十勝毎日新聞

裁判所からの紹介場所を利用しなかったのは何か理由はあったのですか。

1 番

特になかったです。

十勝毎日新聞

ありがとうございます。では、4 番の方お願いします。

4 番

私は4 日間、十勝方面から釧路まで通いました。泊まるという選択肢もありましたが、やはり子供や旦那がいて家事もしなければならなかったのが、朝がちょっと大変でした。朝5 時過ぎには自宅を出発しなければなりませんでしたが、それでも4 日間でしたので、何とか頑張りました。

十勝毎日新聞

参加するには家族の支えもあったのですね。

4 番

そうですね。晩御飯の支度は間に合わないのですけれども、旦那が晩御飯の準備をしてくれたり、裁判員裁判の間、家事はなるべく私が行わないように家族も配慮してくれました。

十勝毎日新聞

御自身のことで、身体的に大変だったということはありませんでしたか。

4 番

判決の日まで気が張っていましたので、その間、疲れはなかったです。

十勝毎日新聞

裁判が終わってから、体調を崩されるようなこともありませんでしたか。

4番

体調を崩すとかは全くなかったです。